

広島県営住宅「自動販売機設置事業者」 募集要領

[令和7年度一般競争入札]

○ 申込受付期間

令和8年1月28日（水）から

令和8年2月9日（月）まで

○ 入札日

令和8年3月4日（水）

広島県土木建築局住宅課

目 次

入札申込みから「自動販売機設置」までの流れ	1
広島県営住宅「自動販売機設置事業者」募集要領（一般競争入札）	2
1 募集概要	2
(1) 事業の名称	
(2) 事業の目的	
(3) 貸付施設の概要	
(4) 募集の仕様	
(5) 貸付期間	
(6) 契約の方法等	
(7) 貸付料	
2 入札の方法等	3
3 使用する言語、通貨及び単位	3
4 入札の日時等	3
(1) 入札の実施	
(2) 入札の受付等	
5 入札参加資格	3
6 入札参加に関する留意事項	3
(1) 入札保証金	
(2) 入札の無効	
(3) 入札の執行	
(4) 入札書の記載方法等	
(5) 入札者の持参するもの	
(6) 落札者の決定	
(7) 入札の結果	
7 入札までのスケジュール	5
(1) 募集に関する質問の受付及び回答	
(2) 入札参加資格（入札申込）の確認	
8 契約手続	6
(1) 契約の締結等	
(2) 契約保証金	
(3) 連帯保証人	
9 貸付料の支払方法	7
10 その他の留意事項	7
【参考データ】	8

入札申込みから「自動販売機設置」までの流れ

① 募集要領に関する質問の受付及び回答

受付期間：令和8年1月28日（水）から令和8年2月9日（月）まで
午前8時30分から午後5時まで

※閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）は受付を行いません。
※質問に対する回答は、広島県ホームページにおいて公表します。
受付場所：広島県土木建築局住宅課（広島市中区基町10番52号）

② 一般競争入札参加資格確認申請（入札申込）

受付期間：令和8年1月28日（水）から令和8年2月9日（月）まで
午前8時30分から午後5時まで

※閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）は受付を行いません。
受付場所：広島県土木建築局住宅課（広島市中区基町10番52号）

③ 入札の日時及び場所

入札期日：令和8年3月4日（水）

入札時間：

入札時間
10時00分

場所：広島県庁本館地下1階入札室（広島市中区基町10番52号）

④ 契約説明

入札終了後、引き続き落札者に対して契約内容を説明します。

⑤ 契約の締結

契約締結期限：令和8年3月11日（水）

⑥ 貸付料の支払

貸付料の支払方法は、広島県が発行する納入通知書により金融機関窓口から納付していただきます。

⑦ 貸付期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年）

※更新はありません。

⑧ 自動販売機設置

自動販売機の設置は、令和8年4月1日（水）（午前8時30分）以降とさせていただきます。
なお、事前に広島県と自動販売機設置事業者との協議により、設置時間等を変更する場合があります。

広島県営住宅「自動販売機設置事業者」募集要領（一般競争入札）

広島県では、次のとおり広島県営住宅の敷地内に飲料用の自動販売機を設置する事業者（以下「自動販売機設置業者」という。）を募集します。

この要領に基づき、飲料用の自動販売機を設置される法人又は個人を対象に、一般競争入札により自動販売機設置事業者を決定します。入札に参加を希望される方は、この要領のほか、広島県営住宅「自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書（以下「仕様書」という。）、広島県営住宅自動販売機設置事業に係る県有財産賃貸借契約書（案）及び関係法令等を御承知の上、お申し込みください。

1 募集概要

(1) 事業の名称

広島県営住宅自動販売機設置事業

(2) 事業の目的

県有資産を有効活用することにより、歳入を確保するとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ります。

(3) 貸付施設の概要（仕様書の添付図書を参照してください。）

団地名	所在地	位置図	貸付箇所	販売形態	設置台数	貸付面積
日吉台	広島県福山市日吉台2丁目8	仕様書の添付図書①による	仕様書の添付図書②による	缶・PET	1台	2.42 m ²
引野	広島県福山市引野町南1丁目33	仕様書の添付図書①による	仕様書の添付図書②による	缶・PET	1台	3.25 m ²

※1 2団地（計2台）一括での貸付となります。

※2 電気料等

設置事業者が供給業者と直接契約して電気供給を受けてください。電気代については、設置事業者の負担とします。

※3 光熱水費及びその他必要経費等

光熱水費、自動販売機の設置（電気引込工事を含む）及び撤去に要する工事費、移転等その他必要とされる一切の費用は設置事業者の負担とします。

※4 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地、飲料の回収ボックスの設置部分及び電気供給の際に必要な引込小柱等の補助支持物の設置部分を含みます。

※5 土地の貸付けのため、消費税及び地方消費税は非課税となります。

※6 貸し付ける物件は、飲料用自動販売機（酒類不可）の設置以外の用途で使用することはできません。

※7 自動販売機の主な利用者は、広島県営住宅入居者等です。

(4) 募集の仕様

仕様書のとおりです。

(5) 貸付期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年）

(6) 契約の方法等

ア 自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借であり、民法（明治29年法律第89号。以下「民法」という。）第601条に基づく土地賃貸借契約（借地借家法の適用はありません。）によるものとし、契約の更新はありません。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、広島県において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を解除することがあります。

ウ 自動販売機設置事業者が広島県の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。

(7) 貸付料

年額の貸付料を、落札価格とします。

なお、貸付料には光熱水費は含まないものとします。

2 入札の方法等

一般競争入札により落札者を決定します。

3 使用する言語、通貨及び単位

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法に定める単価

4 入札の日時等

- (1) 入札の実施（駐車場は用意しておりません。公共交通機関を御利用ください。）

入札期日	令和8年3月4日（水）
入札時間	午前10時00分
入札場所	広島県庁本館地下1階入札室（広島市中区基町10番52号）

- (2) 入札の受付等

入札の受付は、入札開始時刻の15分前から行います。一度会場に入場されますと入札終了までは退場することができません。

なお、入札開始時刻には、入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、注意してください。

入札終了後、落札者の方に契約説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。

5 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで、又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあつては広島県内に本店・支店又は営業所等を有し、個人にあつては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を3年以上有していること。
- (7) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
※広島県税及び地方法人特別税の滞納がないことの証明書は県税事務所、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書は、税務署で発行できます。

6 入札参加に関する留意事項

- (1) 入札保証金

免除します。

- (2) 入札の無効

次に該当するときは、その入札は無効とします。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。

ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

エ 入札者が2以上の入札をしたとき。

オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。

カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。

- キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
- ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

(3) 入札の執行

- ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を有する証書（以下「委任状」という。）を提出していただく必要があります。ただし、別途、有効期間の記載のある委任状を作成されており、当該有効期間が入札の時期を含む場合は当該有効期間のある委任状によることも可能です。
- イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出してください。
- ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入りは禁止します。
- エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁止します。
- オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室できません。
- カ 入札書類は、様式集の入札書（様式第1）、入札辞退届（様式第2）、委任状（様式第3。アのただし書の場合を除く。）を使用してください。

(4) 入札書の記載方法等

入札書（様式第1）には、1年間分の貸付料を記載してください。なお、土地の貸付けのため、消費税及び地方消費税は非課税となります。

※貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年です。

(5) 入札者の持参するもの

- ア 印鑑（入札参加資格確認申請書で使用した実印、代理人の場合は委任状に押印した代理人使用印）
- イ 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）
- ウ 委任状（代理人によって入札する場合）

(6) 落札者の決定

- ア 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。
- イ 落札者は、次の方法により決定します。
 - (ア) 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、広島県が予定する年額（1年当たり）の貸付料以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - (イ) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。
当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- ウ 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

(7) 入札の結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、「落札者の名称及び金額」は、広島県ホームページ等で公表することを予定しています。

7 入札までのスケジュール

(1) 募集に関する質問の受付及び回答

ア この広島県営住宅「自動販売機設置事業者」募集要領等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

受付期間	令和8年1月28日（水）～令和8年2月9日（月） 午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。） ※閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）は受付を行いません。
提出方法	様式集の広島県営住宅自動販売機設置事業に関する質問書（様式第4）に記入の上、持参、郵送又はファクシミリにより提出してください。 郵送の場合は、上記の期限までに必着するようお願いいたします。 注）郵送とは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれに準ずるものに限ります。
提出先	広島県土木建築局住宅課（住宅調整グループ） 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 電話：（082）513-4178 ファクシミリ：（082）223-3551

イ 質問に対する回答の公表

提出された質問への回答は、令和8年2月20日（金）までに広島県ホームページにおいて公表します。

(2) 入札参加資格（入札申込）の確認

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加資格の有無について広島県の確認を受ける必要があります。

ア 申請書類の提出（提出部数各1部）

受付期間	令和8年1月28日（水）～令和8年2月9日（月） 午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。） ※閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）は受付を行いません。		
提出方法	様式集の入札参加資格確認申請書（様式第5）及び誓約書（様式第6）に必要事項を記入・押印し、持参又は郵送により申し込んでください。 郵送の場合は、上記の期限までに必着するようお願いいたします。		
提出書類	事項	法人	個人
	① 入札参加資格確認申請書（様式第5）	○	○
	② 誓約書（様式第6）	○	○
	③ 身分証明（市町村発行のもの）【※1】		○
	④ 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）【※1】	○	
	⑤ 確定申告書（写）		○
	⑥ 印鑑証明書【※1】	○	○
	⑦ 広島県税及び地方法人特別税の納税証明書（広島県税及び地方法人特別税についての滞納がない旨の証明）【※1】	○	○
	⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか）【※1、※2】	○	○
⑨ 設置する自動販売機のカタログ（販売商品・単価含む。）	○	○	
提出先	7-(1)提出先に同じ。		

※1 ③、④、⑥、⑦及び⑧については、申請書類の提出日から3か月以内に発行された原本とします。

※2 ⑧については、納税の猶予の特例を受けている場合には、「納税証明書その3、その3の2、その3の3」に代えて、直前の年分（課税期間）からさかのぼって3年前までの「納税証明書その1」を提出すること。詳細は7(1)提出先に問い合わせること。

イ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、確認申請をされた方に対して令和8年2月17日(火)までに書面により通知します。

ウ 入札参加資格がないとされた場合の理由説明

入札参加資格がないと通知された方は、書面により次のとおり理由説明を求めることができます。

受付期間	令和8年2月24日(火)～令和8年2月26日(木) 午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)
提出方法	説明要求の書面(様式自由、要代表者印)により、持参又は郵送により申し込んでください。 郵送の場合は、上記の期限までに必着するようお願いします。
提出先	7-(1)提出先に同じ。
回答期限	令和8年3月2日(月)

8 契約手続

(1) 契約の締結等

ア 落札者は、落札通知を受けた日から5日以内に、別添 広島県営住宅自動販売機設置事業に係る県有財産賃貸借契約書(案)に基づき土地賃貸借契約(借地借家法の適用はありません。)を締結していただきます。

(ア) 契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

(イ) 契約に先立ち、様式集の財産借受願(様式第7)を広島県に提出してください。

(ウ) 契約の締結に係る一切の費用は、落札者の負担となります。

イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

ウ 契約書を作成し、各自その1通を保有するものとします。

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 連帯保証人

ア 広島県公有財産管理規則(昭和39年規則第31号)第32条(同条を準用する場合を含む。)の規定により連帯保証人を立ててください。

イ 契約の締結の際、連帯保証人の登記簿謄本「原本」(現に効力を有する部分(個人の場合は市町村発行の身分証明書))、印鑑証明書等(印鑑証明書又は印鑑登録証明書)、納税証明書(契約締結前3か月以内に発行された広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書)、企業概要の資料等、必要書類を提出してください。

ウ 連帯保証人が個人である場合、民法第465条の2第2項の極度額は、契約締結時の令和8年度から令和13年度までの貸付料相当額とします。

エ 連帯保証人が個人である場合、民法465条の10第1項に基づき、落札者は、連帯保証人に対して、この契約の締結に先立ち、次の項目について、真実かつ正確な情報の提供を行ってください。

(ア) 財産及び収支の状況

(イ) 落札者が契約締結後に広島県に対して負担する一切の債務(以下「主債務」という。)以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

(ウ) 主債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

9 貸付料の支払方法

- (1) 貸付料は、広島県が発行する納入通知書により、県が指定する日までに、納付しなければなりません。

当該年度の納入期限は4月30日までとし、金融機関窓口からその年度の属する貸付料を、広島県に支払わなければなりません。ただし、当該年度の納入期限前までに賃貸借期間が終了（解除を含む。）した場合は、広島県の指定する日までに支払うものとします。

- (2) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがありますので、注意してください。

10 その他の留意事項

- (1) 「自動販売機設置」事業関連規定の遵守

広島県と本件自動販売機設置事業に係る土地賃貸借契約を締結した自動販売機設置事業者は、本要領のほか、仕様書及び広島県営住宅自動販売機設置事業に係る県有財産賃貸借契約書（案）に定める事項について遵守しなければなりません。

- (2) 自動販売機の設置に伴う承認等

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に当たっては、様式集の「自動販売機設置」承認申請書（様式第8）に自動販売機の設置内容（設置場所、台数・規格・定格消費電力、商品明細、使用済容器回収ボックス等）を記載の上、広島県に提出し、承認を得る必要があります。また、承認を得た自動販売機の内容の全部又は一部を変更する場合も同様の手続となります。

- (3) 自動販売機の設置方法等

自動販売機の設置に当たっては、あらかじめ、様式集の「自動販売機設置」に係る工事承認申請書（様式第9）に、工事内容を記載の上、広島県に提出し、承認を得る必要があります。

- (4) 自動販売機の撤去

契約期間の満了等により、賃貸している面積を広島県に返還する場合は、様式集の借受財産返還書（様式第10）を提出して広島県の承諾を得るものとします。

- (5) 貸付料の返還

納付済みの貸付料は、返還いたしません。ただし、広島県が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全部又は一部を返還する場合があります。

- (6) 自動販売機設置事業者の責任

ア 自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関する全ての事項について一切の責任を負うものとします。

イ 自動販売機設置に関して第三者に損害を与えた場合は、自動販売機設置事業者の責任及び負担において解決するものとします。

【参考データ】

県営住宅の管理戸数（令和8年1月14日時点）

団地名	所在地	戸数 (戸)	入居者数 (人)
日吉台住宅	広島県福山市日吉台2丁目8	476	236
引野住宅	広島県福山市引野南1丁目33	384	154

自動販売機の使用状況（売上本数）【令和6年4月分から令和7年3月分まで】

団地名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日吉台	57	96	113	95	104	98	134	109	59	70	83	72	1,090
引野	148	158	208	588	721	222	119	144	114	137	103	104	2,766

自動販売機の使用状況（売上本数）【令和7年4月分から令和7年10月分まで】

団地名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
日吉台	93	69	68	87	94	83	79	573
引野	126	197	138	150	99	91	44	845